

令和元年度第 1 回高知県公文書管理委員会議事概要

- 1 日時 : 令和元年 7 月 29 日 (月) 13 時 30 分から 16 時 20 分まで
- 2 場所 : 高知県立高知城歴史博物館 1 階 ホール
- 3 出席者 : (委員) 山岡会長、福島副会長、依田委員、菊池委員、渡部委員
(事務局) 君塚総務部長、文書情報課 徳橋課長、小谷課長補佐、武田課長補佐、熊谷チーフ、柿内チーフ 池川 情報政策課新谷課長補佐

4 議事概要

- ・委員の互選により、山岡委員が会長に、福島委員が副会長に選出された。
- ・本年度の審議項目、スケジュールについて確認を行った。
- ・公文書管理条例について、事務局から説明を行った。
- ・公文書管理委員会規則について、事務局から説明を行った。
- ・公文書管理委員会運営要領を制定した。
- ・高知県公文書等の管理に関する条例施行規則について諮問し、審議を行った。

5 諮問に対する主な意見

○移管又は廃棄しようとする日の 60 日以上前に知事 (公文書館長) に協議することになっているが、60 日で協議から諮問を終わらせることができるのか。(第 7 条)

→60 日は、公文書の保存期間満了の時期 (3/31、5/31 (支払い関係書類)) と現行の公文書の廃棄時期 (8 月末) を考慮し、最低限必要な期間として設定しており、60 日以上かかることは問題ない。運用に当たっては、事前協議や時期の分散化などにより、公文書館の負担を少しでも減らせるようにしたい。

○公文書館の歴史公文書等の収集の具体的な範囲をどのように考えているのか、市町村等から積極的に収集はするのか。(第 11 条)

→実施機関からの移管と民間等からの寄贈・寄託を受入れの基本に考えているが、市町村に貴重な文書があると判明した場合、地域の方と協議し公文書館でお預かりすることも想定している。

○寄贈・寄託について、明治 4 年以降の歴史公文書等について公文書館が受け入れるとのことだが、現在そのような文書を県に寄贈・寄託したいという話はあるのか。(第 16 条)

→一般の団体、個人の方から申出はない。

○目録の作成について、公文書の名称に加え、もう少し詳細な内容まで記載していないと、県民へのレファレンスなど公文書館職員の仕事効率的に行えないのではないのか。(第 21 条第 1 項)

→活用しやすい目録の整備は大変重要であり、第 21 条第 1 項第 9 号において、適切な保存及び利用に資する情報を記載することとされていることから、ご指摘を踏まえ順次充実させていきたい。

○受け入れた特定歴史公文書等の排架を原則 1 年以内に行うというのは、移管や目録作成から排架、公開までのシステムを工夫しないと上手くいかないのではないのか。

→移管された歴史公文書等を1年以上そのままにすることはいかななものかということで1年以内という線引きをした。

○特定歴史公文書等の写しの交付については、事務用のコピー機でのコピーは、資料を傷めるため公文書館では通常は行っていないが、高知県では10円で利用請求に応じることができるのか、なお確認をお願いしたい。

→現行の情報公開条例の交付費用を提示しているが、財政当局とも議論し、その結果は改めて報告させていただく。

○特定歴史公文書等の廃棄に関して、かつてこういう種類の文書があったということ自体が歴史を考える素材になりうるので廃棄したもののリストを作成し、永久保存をしていただきたい。

→廃棄リストを作成し、永久に保存していく。

6 その他意見

公文書館においては、館長の判断が非常に大事になると思う。公文書館長の職位や職員の体制の想定、また、運営は指定管理でやるのか直営でやるのか、イメージがあれば教えていただきたい。

→体制についてはこれからの検討課題であるが、館長のことも含め、業務内容や業務量を精査しながら適切な体制を検討していきたいと考えている。運営方法は、沖縄県のみが指定管理者で、その他の県は直営で運営している状況であり、本県もスタート時点は直営を考えている。

7 その他

第2回の会議を8月27日(火)午後2時から5時まで、高知県立高知城歴史博物館で行うこととした。